

**J I S Q 1 0 0 0 に基づく自己適合宣言書**

番 号 : SO-PW-03-4  
発行者の名称 : 株式会社相鉄ピュアウォーター  
発行者の住所 : 神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28  
宣言の対象 : N-SH (カーボン)

上記の宣言対象は、次の JIS の要求事項に適合している

<JIS 番号>	<規格名称>	<発効年月日>
<u>JIS S-3200-1</u>	<u>水道用器具—耐圧性能試験方法</u>	<u>2023 年 9 月 11 日</u>
<u>JIS S-3200-7</u>	<u>水道用器具—浸出性能試験方法</u>	<u>2023 年 9 月 6 日</u>

追加情報 :

1. 項目検査結果報告書
2. 耐圧性能試験方法による検査報告書
3. 製品浸出試験成績表

当 SH を複数使用して組み合わせる場合、SO-PW-03-4 以外の  
部材は全て JIS 規格または JWWA 規格に適合した物を使用する

問い合わせ : 電話 045-567-9077

代表者署名 : 取締役社長 石井 聖康



(発行場所及び発行日)

神奈川県横浜市泉区緑園 4-3-28

2023 年 11 月 10 日

この文書は、J I S Q 1 0 0 0 に基づき作成された自己適合宣言書である。

# 1. 項目検査結果報告書

発行者の名称 : 株式会社 相鉄ピュアウォーター  
住 所 : 神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28  
責任者名 : 藤井 克也



発行日 : 2023年9月11日

製品製造の工場の名称所在地	株式会社相鉄ピュアウォーター 神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28
製造品名・形式	良水工房 N-SH (カーボン) SO-PW-03-4
適合する基準	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 平成9年厚生省令第14号 (1997年3月19日) 最終改正 : 令和2年厚生労働省令第38号 (2020年3月25日)
適合する性能項目	同省令第1条 耐圧に関する基準 同省令第2条 浸出等に関する基準
試験方法	給水装置の構造及び材質の基準に係わる試験に準ずる
試験所名	株式会社 長澤製缶 本社工場 株式会社 総合環境分析 水道法20条 水質検査機関「厚生労働大臣登録 : 第224号」

## 2. 耐圧性能試験方法による検査報告書

当社は、耐圧性能試験を以下の条件のもとで、検査・測定したことを報告します。

1. 使用材料 (1) 良水工房 N-SH (カーボン)  
「SO-PW-03-4」  
(2) 加圧ポンプ  
(3) 圧力測定ゲージ
2. 検査・測定方法 厚生労働大臣が定める耐圧に関する耐圧性能試験により 1.75MPa の静水圧を、加圧ポンプにて1分間本体に加えて、水漏れ・変形・破損その他の異常が生じないこと。
3. 検査・測定場所 株式会社 相鉄ピュアウォーター  
株式会社 長澤製缶 本社工場
4. 検査・測定日 2023年 9月 11日

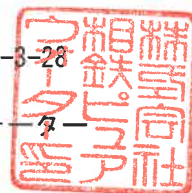
上記の検査・測定方法により検査を行い、水漏れ・変形・破損等の異常がないことを報告いたします。

以上

神奈川県横浜市泉区緑園4-3-28

株式会社 相鉄ピュアウォーター

検査責任者 藤井 克也



# 製品浸出試験成績表

株式会社 相鉄ピュアウォーター

様

第 23G032218 号

令和5年9月6日

1.試験依頼者名 株式会社 相鉄ピュアウォーター

2.供給品 SH(SO-PW-03-4)

3.試験日 令和5年8月23日 ~ 令和5年9月6日

4.浸出用液の水質

項目	測定値	単位	基準値	単位
pH	7.1 (25.0°C)	pH	7.0±0.1	pH
硬度	41	mg/l	45±5	mg/l
アルカリ度	37	mg/l	35±5	mg/l
残留塩素	0.4	mg/l	0.3±0.1	mg/l

株式会社 総合環境分析

神奈川県横浜市 緑区鴨居一丁目13番2号

電話 045-929-0033

F A X 045-929-0039

5.水道水と接触する部分の材料

カーボン	SUS304
ポリプロピレン	NBR
ポリエチレン	PA
ポリオレフィン	
TPE	

6.接触面積比 655.2 cm<sup>2</sup>/l

7.分析試験結果

検査対象	単位	検査値	基準値	試験方法
カドミウム	mg/l	0.0003未満	0.003以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
鉛	mg/l	0.001未満	0.01以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
六価クロム	mg/l	0.002未満	0.02以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
ほう素	mg/l	0.02未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
1,4-ジオキサン	mg/l	0.005未満	0.05以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第14
亜鉛	mg/l	0.01未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
アルミニウム	mg/l	0.02未満	0.2以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
全鉄	mg/l	0.03未満	0.3以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
銅	mg/l	0.01未満	1.0以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第6
非イオン界面活性剤	mg/l	0.002未満	0.02以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第28の2
フェノール類	mg/l	0.0005未満	0.005以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第29
有機体炭素	mg/l	0.3未満	3以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第30
味	---	異常なし	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第33
臭気	---	異常なし	異常でないこと	平15.厚生労働省告示第261号別表第34
色度	度	0.5未満	5以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第36
濁度	度	0.1未満	2以下	平15.厚生労働省告示第261号別表第41

8.評価(判定)

上記検査について基準に適合しています。

9.備考

試験条件:末端以外